

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令（昭和25年4月20日政令第89号）第17条の規定に基づき、衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録の移替えを、次のとおり延期する。

令和8年1月20日

名古屋市緑区選挙管理委員会  
委員長 横田 明典

- 1 登録の移替えを延期する期間  
令和8年1月20日から選挙期日まで
- 2 延期した者に係る登録の移替え  
選挙期日後に行う

名古屋市緑区選挙管理委員会事務室